

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬仁会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び代表21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

2. 非常勤役員には、役員会等の出席及び監事監査以外の法人・施設業務の対価として各年度の総額が、300,000円を超えない範囲内で報酬を支給することが出来る。
3. 評議員には、評議委員会出席以外の法人・施設業務の対価として、定款8条に定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 非常勤の役員に対する報酬の額は別表1に定める額とする。

2. 評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、法人・施設運営の業務の都度、現金により支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2. 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年6月25日から施行する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

(2) 監事

	日額
監事監査等への出席	10,000円
理事会等会議への出席 法人・施設業務のための出勤	5,000円

別表第2 (評議員の報酬)

評議員

	日額
評議員等会議への出席	10,000円
法人・施設業務のための出勤	10,000円